

三豊市就学前教育・保育検討委員会について

○目的

本市の就学前教育・保育を取り巻く環境は、民間保育施設の新規開設が進む一方、保育ニーズの急速な高まりにより、幼稚園入園者数の減少、保育施設入所者数の増加が進み、低年齢児（特に0歳児～1歳児）の保育施設への年度途中入所が非常に厳しい状況が続いている。本年10月から予定されている幼児教育・保育の無償化が始まれば、待機児童問題の更なる深刻化も予想される状況である。また、施設面においては、公立幼稚園、公立保育所の老朽化という問題も抱えている。

本市の就学前教育・保育に関する既存計画については、「三豊市の就学前教育・保育に関する報告書」（平成21年1月）や「三豊市保育所運営計画」（平成23年3月）等があるが、計画策定等からそれぞれ約10年が経過し、その間、子ども・子育て支援新制度が開始され、現在の状況と大きくかい離している。

平成30年4月からは幼稚園教育要領及び保育所保育指針が改定され、教育・保育内容等の見直しが行われたところである。昨年度には三豊市第2次総合計画が策定され、今年度には子育て支援施策の最上位計画である「みとよ すくすく子育てサポートプランⅡ（仮称）」を策定する予定である。

そこで、幼稚園教育要領及び保育所保育指針の改定を踏まえ、当委員会において本市の就学前教育・保育の今後のあり方を検討し、「三豊市の就学前教育・保育に関する報告書」及び「三豊市保育所運営計画」を検証した上で、ソフト面・ハード面を含めた今後10年間の就学前教育・保育の方向性を示す計画を策定することを目的とする。

○委員会開催予定（案）

| 回数 | 開催時期 | 内容 |
|-----|--------------------|---|
| 第1回 | 5月30日（木） 14:00～ | 委員委嘱及び任命 委員長・副委員長選任 委員会趣旨説明、現状報告等 |
| 第2回 | 7月（予定） | 「三豊市の就学前教育・保育に関する報告書」検証 「三豊市保育所運営計画」検証 |
| 第3回 | 9月（予定） | 就学前教育・保育のあり方検討（計画検討） |
| 第4回 | 11月（予定） | 就学前教育・保育のあり方検討（計画検討） |
| 第5回 | 1月（予定） | 計画素案の決定 パブリックコメント実施内容等の決定 |
| 第6回 | 3月（予定） | パブリックコメントを受けて計画の修正・計画策定 |

※第2回以降の開催時期及び開催回数は、計画策定の進捗により、変更の可能性あり。

三豊市就学前教育・保育検討委員会設置条例

(設置)

第1条 三豊市における就学前の教育及び保育のあり方等について調査研究するため、三豊市就学前教育・保育検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を処理する。

- (1) 就学前の教育及び保育に関する計画を策定すること。
- (2) その他検討委員会の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 検討委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 保育所長の代表
- (3) 幼稚園長の代表
- (4) 小学校長の代表
- (5) 私立保育施設運営者の代表
- (6) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (7) 保育所の保護者の代表
- (8) 幼稚園の保護者の代表
- (9) 主任児童委員の代表
- (10) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認めるもの

(任期)

第4条 委員の任期は、第2条の所掌事務を完了するまでとする。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 検討委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、検討委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 検討委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 会議は、原則として公開する。ただし、必要に応じ、検討委員会の決定により議事を非公開とすることができる。

5 検討委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(報酬及び費用弁償)

第7条 検討委員会の委員の報酬及び費用弁償は、三豊市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成18年三豊市条例第55号)の規定による。

(庶務)

第8条 検討委員会の庶務は、健康福祉部保育幼稚園課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(最初の検討委員会の招集)

2 検討委員会については、委員長が選任されるまでの間は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

(三豊市保育所運営計画策定委員会設置条例の廃止)

3 三豊市保育所運営計画策定委員会設置条例(平成22年三豊市条例第5号)は、廃止する。

(三豊市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

4 三豊市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

別表事業所内子育て支援環境整備推進事業補助金審査委員会委員の項の次に次のように加える。

| | |
|-----------------|----------|
| 就学前教育・保育検討委員会委員 | 日額 8,000 |
|-----------------|----------|

別表保育所運営計画策定委員会委員の項を削る。